この書類は出向先事業主が作成し、出向元事 業所に提出してください。出向元事業所が取り まとめて届出を行います。

出向元事業主が対象期間の2週間前(天災そ の他当該期日までに提出しなかったことにつ いてやむを得ない理由があるときは、当該理由 のやんだ後1か月が経過する日)までに提出し ていただくようお願いします。出向先事業所の 増加・変更、出向労働者の変更、出向労働者数 の増加、出向期間の延長、賃金類型、支給申請 頻度に変更を生じたときは、その変更が生じる 前日(天災その他当該期日までに提出しなかっ たことについてやむを得ない理由があるとき は、当該理由のやんだ後1か月が経過する日) までに速やかに変更内容を届けてください。

ただし、事務担当者職・氏名、出向予定労働 者、予定期間の範囲内で減少する変更の場合は 変更届の提出を省略できます。

P.18の「日本標準産業分類」を参考に、出向 元事業所の主たる事業の大分類を記載してく ださい。

常時雇用する労働者の数は届出日現在、「2 か月を超えて使用される者であり、かつ、週当 たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業 員と概ね同等である者」の数を記入してくだ さい。

## (参考)

2か月を超えて使用される者とは実態とし て2か月を超えて使用されている者のほ か、それ以外の者であっても雇用期間の定 めのない者及び2か月を超える雇用期間の 定めのある者を含みます。

週当たりの所定労働時間が当該企業の通常 の従業員と概ね同等である者とは、現に当 該企業の通常の従業員の週当たりの労働時 間が40時間である場合は概ね40時間である 者をいいます。

## 【産業雇用安定助成金 出向実施計画(変更)届(出向先事業主) 記載例】

様式第2号

産業雇用安定助成金 出向実施計画(変更)届(出向先事業主)

用向の実施につき、次のとおり届けます。 なお、この計画届による出向の状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 令和3年 4月 15 H 事業主 住 所 〒111-1111 福島県福島市●●9-9-9 又は 名 称 ▲▲ⅠT 株式会社 代理人 氏 名 雇用 次郎 申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、下欄に事業主の住所、名称及びま名の記人。 中請者が社会保険券務上法施行規則第16条第2項に規定する提出代金者又は同金 第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上層に享 の、下側に# デ者の氏名等を記載してください。

労働局長 殿 住 所 王 自卒主义的 想得由 公共職業安定所長経由) (提出代行者・事務代理者) 名 称 社会保険労務士 氏 名

(1) 雇用保险適用事業所委員 1111 999999 9 ※労働局処理棚 (2) 事業所の名称及び直在地位 \*\*ナス事業 名 称 ▲▲ 1 T 株式会社 大分類 所在地 〒111 1111 大 中小 (法人である場合は代表者の氏名) (情報通信業) 雷斯委員 999 ( 999 ) 999 (4) 資本の額又は用資の総額/京時雇用する労働者の数 1, 000, 000 🖽 (5) ②(1)の出向元事業 等の右無 右 4116 (6) ②(2)の出向期間中における助成金の支給対象となる出向の (有りの場合その受けている助成を奪名) その他助成金支給の有無(予定を含む) 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携の め、実習のため等雇用資幣を目的としないで行われるものでない こと、及び労働者を交換し合うことになるようではない ((はい)・ いいぇ (8) 出向元事業主との間に資本的・経済的・組織的関係。 (有の場合はその内容) (有 ( <del>110</del> (1) 出向元事業所の名称及び所在地 (2) 出向期間((1)の事業所から受け入れ ※出向元事業所を る出向労働者のうち、最も早い出向の開 管轄する公共職業 始予定日から最も遅い出向労働者の出向 安定所 の終了予定日までの期間) 令和3年 5月 1日 名 称 ●●與業 株式会社 所在地 〒111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 令和5年 5月 31日

※用向初期経費に係る計画については、様式第2号別紙に記載してください。

資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下

(※) 中小企業事業主とは、

小売業(飲食店を含む) サービス業 卸売業

資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下 資本金 1億円以下又は従業員 100人以下 3億円以下又は従業員 300人以下 その他の業種 資本金

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

(※)計画(変更)届の提出は郵送による提出 が可能です(郵送事故防止のため、必ず簡易書 留など配達の記録が残る方法で、郵送してくだ さい。その場合、変更の生じる前日までに到達 する必要があります。)。

②(1)の期間中に支給を受ける(予定を含む)助成金等の有無及び有の場合は その助成金等の名称を記載してください。

出向元事業所と出向先事業所の間で互いに労働者を交換し合うことを指しま す。

【添付書類】

本ガイドブ

ックの「資本

的、経済的、組

織的関連性等

からみた独立

性について」

(P.9) をご参

該当する選

択肢を〇で囲

んでください。

照ください。

〇確認書類(2) 事業所の状況に関する書類

① 受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類 (派遣労働者を受け入れている場合)

比較するそれぞれの月ごとの月末の人数を確認するこ とができる「派遣先管理台帳」

- ② 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のため の書類
  - (7) 事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休 日・所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規 定を確認できる「就業規則」「給与規定」などの書類
  - (イ) 出向を実施する事業所であって、変形労働時間制、 事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている 場合は、(7)に加えて、そのことに関する労働組合等と の協定書(企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会 の決議書)又はその監督署へ届け出た際の届出書の写
- ③ 事業所の概況と中小企業に該当しているか否かの確認 のための書類

従業員数が(※)の表の人数を上回るものの、資本金 が(※)の表の金額以下であることで中小企業に該当す る場合等に次の書類を提出していただくことがありま す。

- (7) 事業内容と資本金を確認できる「会社案内パンフレ ット」「登記事項証明書」「法人税確定申告書」などの 書類
- (イ) 常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名 簿」「会社組織図」などの書類
- (注)添付書類については、上に示したもの以外の書類を提 出して頂く場合もありますので御了承ください。

また、提出いただいた添付書類について、出向の実施状況の確 認等のために実施する立入検査や事業所訪問、従業員の方への アンケート調査等において使用させていただくことがありま す。